(別記第２号様式)

　　　年　　月　　日

誓　約　書

石川県人材確保・定住推進機構

運営委員長　　殿

所 在 地　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者役職・氏名

雇用のミスマッチ解消・人材確保助成金支給要綱（以下「本要綱」という）に基づく助成金の支給申請に当たり、下記事項を誓約します。

記

１　珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、および志賀町に所在する事業所において、切り出した業務内容で労働者を雇用した事業者であり、以下の（１）から（15）までの要件を満たすこと。

（１）　官公庁等ではないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。

（２）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業者でないこと。

（１）　官公庁等ではないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。

（２）　労働基準法等の労働関係法令を遵守している事業者であること。

（３）　雇用保険の適用事業主であること。

（４）　法令に基づき、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない事業者でないこと。

（５）　宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。

（６）　公序良俗に反する事業を行う事業者でないこと。

（７）　青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行う事業者でないこと。

（８）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第２条第４項に規定する接待飲食等営業（同条第１項第１号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業者でないこと。

（９）　県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

（10）　役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

（11）　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

（12）　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。

（13）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、 直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと。

（14）　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（15）　上記のほか、雇用のミスマッチ解消・人材確保助成金募集要領に記載の事業者

２　申込した内容、提出した書類等は事実と相違ないこと、及び、審査が必要な事項についての確認等を行う際に対応すること。

３　申請内容の審査に必要な書類等を整備・保管し、石川県や機構による実地調査・検査の受け入れに協力すること。

４　申込した内容、提出した書類等に事実との相違が発覚したほか、本要綱９条の各号に定める不適当な行為等があったことにより、石川県や機構から助成金の支給決定の取り消しや返還命令があった場合は従うこと。